

医危第 2186 号
令和 3 年 2 月 3 日

各市町村衛生所管部局長 殿

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和 2 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
に係る実施状況報告書の提出依頼及び交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）を交付しているところですが、この度、県内関係医療機関管理者宛に、実施状況報告書の提出を依頼いたしますのでお知らせします。

また、保健所設置市におかれましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、所管の医療機関等にご周知いただきたく、併せてお願い申し上げます。（県医師会、県病院協会、神奈川モデル認定医療機関及び 20 床以上の医療機関には、別途通知しています。）

なお、現在申請中又はすでに交付決定を受けている市町村につきましては、実施状況報告書の提出等についてのご連絡は改めて行います。

《別添資料》

- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の実施状況報告書及び交付申請書の提出について
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱
- ・別表、所定様式等一式
- ・新旧対照表
- ・繰越見込調書
- ・【参考】医療機関あて通知

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の 実施状況報告書及び交付申請書の提出について

標記の補助金については、現在、受け付けた申請を順次審査の上交付決定を行って
いるところですが、このたび、交付要綱第 11 条に基づき、補助金の実施状況を確認
するため、実施状況報告書の提出をお願いします。

また、実施状況報告において、補助金に係る事業の支出見込額が、交付決定額を上
回る場合は、変更交付申請（増額申請）をすることができますのでご案内します。

加えて、新たに神奈川モデル認定医療機関に認定された医療機関などを対象に、本
補助金の新規申請を受け付けますので、この交付制度の活用を希望する団体にあつて
は、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

なお、令和 3 年 2 月 3 日付で交付要綱を一部改正しましたので、併せてご案内しま
す。

1 実施状況報告書の提出について

交付要綱第 11 条に基づき、実施状況報告書の提出をお願いします。

(1) 対象者

a 既に交付決定を受けている医療機関等

b 現在申請中で、県から交付決定通知が送付されていない医療機関等

※今までに、本補助金を申請した団体全てが対象です。

※事業が終了し、既に実績報告書を提出している団体は提出不要です。

(2) 報告書の提出期限

令和 3 年 2 月 17 日（水）（必着）

(3) 令和 3 年 3 月 31 日までに終了しない事業について

発注した品物の納品が間に合わないなど、令和 3 年 3 月 31 日までに終了しない事
業（事業の一部も含む）がある場合は、繰越見込調書にて、報告をお願いします。

期限までに報告がない場合は、令和 3 年度への繰越対応ができませんのでご注意く
ださい。

また、補助金が概算交付されている場合、その金額の一部を一時的に県に返金して
いただく場合があります。該当する場合は、個別にご連絡いたします。

(4) 提出書類

a 連絡票

b 第 5 号様式「令和 2 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助
金（医療分）事業実施状況報告書」（記載例をご覧ください。）

c 繰越見込調書

※年度内に納品が完了しない見込みの医療機器等がある場合

2 交付申請（新規又は変更）について

令和3年3月31日までの補助事業に要する経費の支出見込額が、交付決定額を上回る場合、変更交付申請（増額申請）が可能です。

また、新たに神奈川モデル認定医療機関に認定された医療機関などを対象に、新規申請を受け付けますので、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

なお、令和3年3月31日までの補助事業に要する経費の支出見込額が、交付決定額を下回る場合、変更交付申請（減額申請）は不要ですが、交付決定額との乖離が大きい場合、変更交付申請をお願いする場合があります。

(1) 対象事業及び実施者

交付要綱別表1のとおり

(2) 対象となる期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

(3) 申請書の提出期限

令和3年2月17日（水）（必着）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

(4) 提出書類

a 連絡票

b 第1号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」

c 別紙1「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」

d 別紙2「事業の実施に要する経費に関する調書」

e 第2号様式「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書」

※これまでに補助金の交付決定を受けている場合は、既交付決定額を変更する形になりますので、新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。（記載例をご覧ください。）

f 別紙3「令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）」

※事業区分ごとにそれぞれ作成してください。

g 別紙4(1)～(13)

h 第9号様式「役員等氏名一覧表」

※これまでに申請されている団体で、役員等の変更がない場合、提出不要です。

i 歳入歳出予算書抄本

j 補助対象に係る見積書、設置場所位置図(補助対象が空気清浄機またはパーティションの場合)、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等

(5) 留意事項

- さらなる病床確保や見込価格の高騰などにより、精算額が県からの交付決定額を上回ることが見込まれる場合は、変更交付申請が必要となります。(精算時に、交付決定額を上回る額をお支払いすることはできません。)
- 事業区分ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、交付要綱別表1をご確認ください。
- 申請後の修正が多数、発生しています。(書類の不備・不足、金額の不一致など)差し替えの依頼等お手数をおかけしておりますが、交付決定の根拠となりますのでご協力よろしくお願いいたします。
- 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となります。当該事業で購入した設備等は他の目的で使用することがないように留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は、5年間保管してください※。
また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。
※ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管。

3 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
（2）新型コロナウイルス感染症対策事業	病床確保料	①神奈川県モデル認定医療機関のうち事業区分（8）に該当しない者 *注1 ②その他知事が認める者 *注2	医療課 医療機関調整班 045-285-0777
	消毒、搬送、医療従事者の宿泊施設確保等	①神奈川県モデル認定医療機関 ②その他知事が認める者 *注2	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
（3）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	①神奈川県モデル認定医療機関 ②その他知事が認める者 *注2	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
（4）帰国者・接触者外来等設備整備事業	疑い患者等を診察する外来の設備整備	①帰国者・接触者外来 ②発熱診療等医療機関（対象設備等については7ページ参照）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
（5）感染症検査機関等設備整備事業	検査に必要な機器	①政令市 ②県や市と検査委託の契約を締結している機関	医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-4791

***注1：協力病院Bについて、国の定める退院基準を満たした患者（下り搬送患者）を受け入れるために確保した病床は病床確保料の対象外**

***注2：基本的には、神奈川県モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定**

1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①政令市 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関） *注4	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0077
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	重点医療機関の空床及び休止病床への補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A *注3 ②その他知事が認める者 *注2 *注5	医療課 医療機関調整班 045-285-0777
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助、支援金の支給	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 災害医療グループ 045-210-4634

***注2**：基本的には、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定

***注3**：協力病院Aのうち、県認定要綱⑤に該当する医療機関

***注4**：新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関

***注5**：院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関

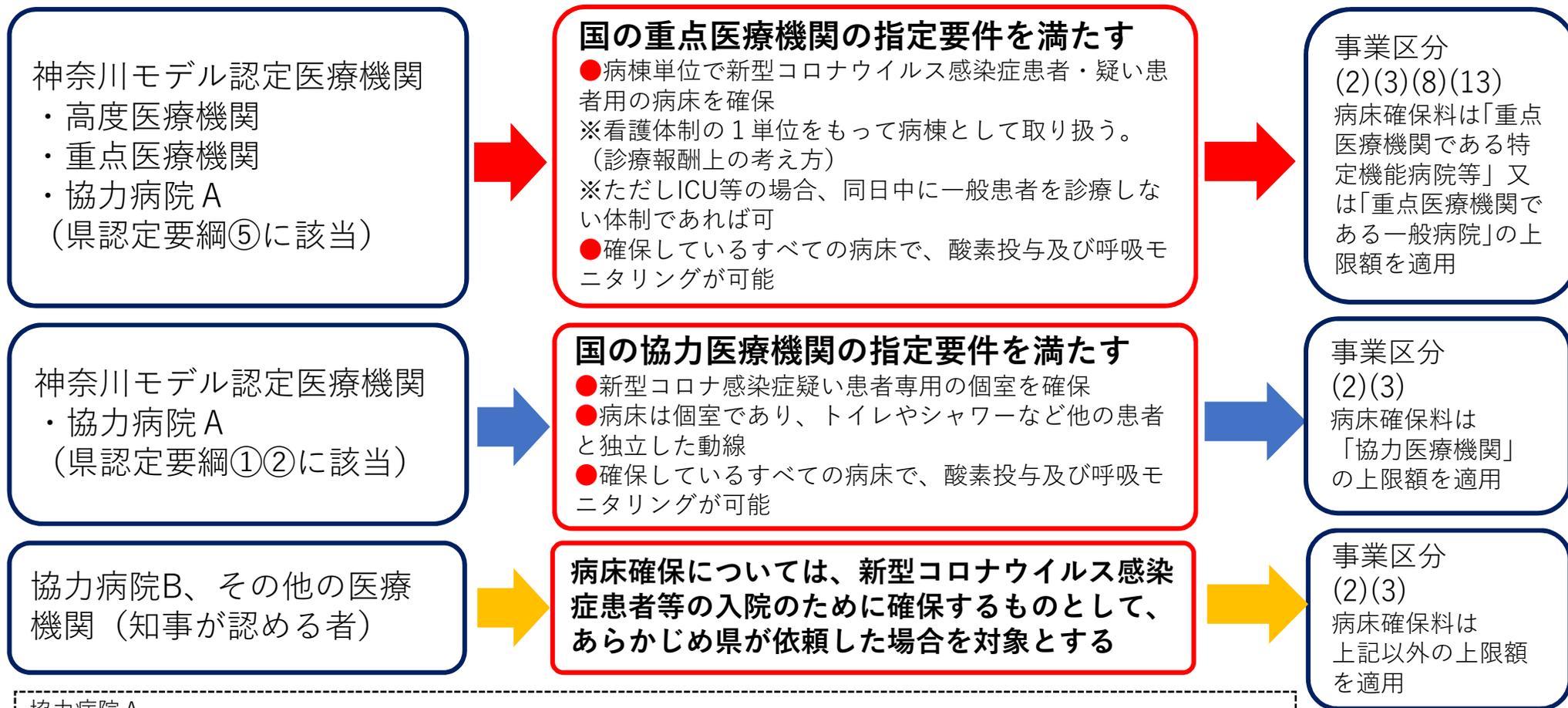
1 対象事業（医療機関向け）

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関） *注6	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	かわりの医師を派遣する医療機関の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 ※事業者負担1/2	①市町村 ②その他知事が認める者（感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等が行う高度医療向けの設備整備補助	①神奈川モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A *注3 ②その他知事が認める者 *注4	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646

***注3：協力病院Aのうち、県認定要綱⑤に該当する医療機関**

***注4：体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関**

***注6：クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等**



- 協力病院 A
- 新型コロナウイルス感染症検査結果は不明の疑似症患者の受入れ（神奈川モデル医療機関認定要綱第4条第2項①該当）
 - 新型コロナウイルス感染症検査結果が未実施の疑い患者の受入れ（同②該当）
 - 新型コロナウイルス感染症患者だが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患が悪化した患者の受入れ（同⑤該当）
- 協力病院 B
- 重点医療機関が診療できない新型コロナウイルス感染症以外の患者受入れ（同③該当）
 - 重点医療機関等において、厚生労働省通知に定める退院基準を満たした患者の受入れ（同④該当）

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

なお、神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に応じて(2)、(3)、(8)、(13)を可とする。（事前に県にご相談ください。）

病床確保（空床・休止病床への補償）について（1）

県3次申請受付
時点の改正内容

1 病床確保料について

①10月以降、3月分までの病床確保に係る申請を受け付けます。

※申請額の積算は、申請時点までについては実績、申請時点以降についてはそれまでの実績に基づく見込みにより行ってください。（これまでに申請されている場合も、申請時点までの分については、実績値への修正をお願いします。）

②特定機能病院や特定機能病院と同程度に新型コロナの重症患者を受け入れている重点医療機関については、病床確保料が引き上げられます。（4月1日に遡って適用）

※ECMOによる治療を行う患者が延べ3人以上の月又は人工呼吸器による治療を行う患者が延べ10人以上の月がある医療機関（申請時に根拠書類を添付してください。）

※年間に1月でも該当すれば申請可能です。また、延べ数については、例えば1人の患者に3日間治療を行った場合、1人×3日=延3人となります。

③②以外の重点医療機関についても一般病床の病床確保料が引き上げられます。（4月1日に遡って適用）

重点医療機関である 特定機能病院等		重点医療機関である 一般病院		協力医療機関 (協力病院A要綱①②)		その他 (知事が認める者)	
病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準	病床の種別	補助基準
ICU病床	436,000円	ICU病床	301,000円	ICU病床	301,000円	ICU病床	97,000円
HCU病床	211,000円	HCU病床	211,000円	HCU病床	211,000円	重症又は 中等症	41,000円
その他病床	74,000円	その他病床	71,000円	その他病床	52,000円	その他病床	16,000円

2 対象となる病床の考え方

●稼働病床

- ・基本的には「即応病床」となります。（消毒等のための空床としている場合は計上可）
- ・申請内容については、kintoneや G-MISの入力情報と整合が図られるようお願いいたします。（8月5日付都道府県あて厚労省通知）
「国においても、G-MISにより入退院状況、空床確保状況等を随時確認し、実施状況の調査を行う」
※県と調整した病床数と大きく異なる場合、状況を確認させていただきます。

●休止病床

- ・専用病床を確保するため休床とした病床
- ・多床室に患者を受け入れた場合の、稼働病床以外の病床
- ・患者受入れのため病床を見直し、使用中止とした病床

3 病床確保の開始日について

- ・県が神奈川モデル認定医療機関に認定した日を基準とします。（準備等のために病床を確保した期間については、認定日に先立って申請可）
- ・ただし、県の認定日以前に、実質的に神奈川モデルで認定されたものと同様の機能を有し、感染者（又は疑い患者）の病床を確保しているとして県が認めた医療機関については、県が認めた期日に遡及して申請することが可能です。

いずれの場合も、病床数や動線、開始時期の確認のため、図面や体制整備にかかる資料の添付をお願いします。

なお、変更交付申請にあたって、これまで（1次～3次）の申請病床数や申請開始日と変更がなければ添付資料は不要です。

院内感染により、当該医療機関の病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たす場合は、県が認めた期間に限り重点医療機関として指定されたものとみなすことができるとされており、次の要件を満たす場合、病床確保料の対象となります。

1 対象医療機関

次の2つの要件を満たす医療機関が対象です。

- (1) 院内感染によりクラスターが発生した医療機関
- (2) 病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行い、実質的に重点医療機関の要件をみたすような医療機関

2 対象期間（指定期間）

院内で新型コロナウイルス感染症患者が確認された後、病棟全体や病院全体で新型コロナウイルス感染症患者の治療を行った期間として、県が認めた期間とする。（ただし、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間）

3 対象病床

院内感染発生時の空床及び専用病棟化のために休止とした病床

4 補助額（上限額）

「(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」における「重点医療機関である一般病院」を適用します。

1 補助対象設備及び上限額

対象設備	上限額
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000 円
HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000 円
簡易ベッド	1台当たり 51,400 円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室

※个人防护具については、9月4日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制について」において、「『診療・検査医療機関（仮称）に必要な个人防护具（PPE）が行き渡るよう、国からの配布を行う」とされていることから、補助対象とはしません。

2 その他

- 空気清浄機、パーテーションを申請する場合は、設置場所の図面を添付してください。
- 他の補助金（例えば「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」）で申請しているものについては重複して申請できません。

1 「新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業」による重点医療機関の病床確保料

クラスター発生時の空床や休止病床について重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能です。

→院内感染の発生により、病棟全体や病院全体が実質的に重点医療機関の要件を満たすような医療機関が申請可能です（詳細は7ページを参照）。

2 「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」による感染拡大防止等支援

院内等での感染拡大を防ぎながら必要な医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が補助対象となっており、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能です。

3 「新型コロナウイルス感染症対策事業」や「新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業」等による消毒支援

消毒経費が補助対象となっており、消毒経費の補助を行うことが可能です。

4 医師・看護師等派遣の支援

「DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業」については、クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等に補助を行うことが可能です。

今般、派遣される医師・看護師等の処遇にも配慮する観点から、重点医療機関に派遣する場合の補助上限額を従前の倍額（医師1人1時間あたり15,100円、看護師等の医療従事者1人1時間あたり5,520円、業務調整員1人1時間あたり3,120円）に引き上げました。

- 実施状況報告において、実績額と見込額の合計が、交付決定額を上回る見込みの場合、変更交付申請をお願いします。
- 新たに神奈川モデル認定医療機関に認定された医療機関など、今回が初めての申請となる医療機関は、審査に時間を要するため、切を待たず、できるだけ早くご申請をお願いします。
- 精算（実績報告）時、交付決定額を超える額の支払いはできませんのでご注意ください。
- 令和3年2月17日（水）までに申請をお願いします。（当日必着）

月	スケジュール
2月	2月17日（水） <input checked="" type="checkbox"/> 実施状況報告書の提出 交付申請受付
3月	3月中 交付決定
4月	4/9（金）実績報告締切（厳守）
5月	
6月	～6/30 県から国へ事業報告

受付後、順次
 ①審査
 ②交付決定

①実績確認
 ②交付額確定
 ③精算

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和4年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）

下記の事業は、**国から該当する医療機関に直接支給**される交付金です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに**国の指定する宛先へ直接、申請**をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和 2 年度インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業	県から「発熱診療等医療機関」（国の呼称は「診療・検査医療機関」）の指定を受けた医療機関	令和 2 年 10 月 30 日としているが、それ以降も随時受け付け（県の指定を受けた後、速やかに提出）
令和 2 年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業	疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う保険医療機関 ※県の緊急包括支援交付金（9）の対象医療機関	令和 3 年 2 月 26 日（当日消印有効）
令和 2 年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業	県等の要請を受けて新型コロナへの対応を行う次のいずれかの保険医療機関等 ①神奈川モデル重点医療機関等 ②帰国者・接触者外来設置医療機関 ③地域外来・検査センター及び地域外来・検査センターに出務する医療従事者の勤務先 ④発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」）	令和 3 年 2 月 26 日（当日消印有効）

その他の緊急包括支援交付金（国から該当する医療機関に直接交付）

下記の事業は、国から該当する医療機関に直接支給される交付金です。
交付を希望される医療機関は、期限までに国の指定する宛先へ直接、申請をしてください。
厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業	県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関 （神奈川モデル高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院 A（神奈川モデル医療機関認定要綱第 4 条第 2 項①、②又は⑤のいずれかに該当））	令和 3 年 2 月 28 日 （必着）

連絡票

1 提出する書類（該当するものに○をつけてください。）

区分	申請（○）
事業実施報告書	○
交付申請	
新規	
変更	
繰越見込調書	

2 医療機関等の区分（該当するものに○をつけてください。※複数可）

区分	○（複数可）	備考
神奈川モデル認定医療機関・高度医療機関		
神奈川モデル認定医療機関・重点医療機関		
神奈川モデル認定医療機関・協力病院A（認定要綱⑤）		
神奈川モデル認定医療機関・協力病院A（認定要綱①②）		
神奈川モデル認定医療機関・協力病院B		
神奈川モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院		
帰国者・接触者外来		
県が指定する発熱診療等医療機関		申請中も可
行政検査の契約を締結している医療機関・検査機関		
疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関		
市町村		
その他（院内感染が発生した医療機関など）		

3 補助金を申請する事業

※申請者の要件等については「別表1」をご確認ください。

事業区分	申請（○）
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制確保事業	
(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業	
(9) 疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	
(11) 感染した医師等に代わる医師等派遣体制の確保事業	
(12) 感染により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	

4 ご担当者連絡先

医療機関等名称	
ご所属・お名前	
連絡先電話番号	

第5号様式 (用紙 日本産業規格A4縦長型)

令和3年2月〇日

神奈川県知事 殿

○交付決定通知に記載されている日付及び番号を記入。
○申請中で、交付決定がまだの場合は記入不要。

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称 (法人の場合は代表者氏名も記載)

印

令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分)
事業実施状況報告書

令和〇年〇月〇日付け 第〇〇〇〇号をもって交付決定のあった令和2年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分) に係る実施状況に関し、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金 (医療分) 交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業実施状況の概要

○交付決定額を記入。
○申請中で、交付決定がまだの場合は申請額を記入。

2 補助事業の実施に要する経費の使用状況

(単位:円)

補助事業に要する経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 (令和2年4月1日～ 令和3年〇月〇日)	支出見込額 (令和3年〇月〇日～ 令和3年3月31日)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業			
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業			
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業			
(5) 感染症検査機関等設備整備事業			
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業			

○実績額を把握する時期の終期は任意ですが、令和2年12月31日や令和3年1月31日など、月末を想定しています。

(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業			
(9) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業			
(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業			
(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業			
(12) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業			
(13) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業			
合 計			

○交付決定通知に記載のある交付決定金額と一致
○計画額（交付決定額）＜実績額＋見込額の場合、変更交付申請（増額申請）が可能です。
精算時に、交付決定額を上回る額をお支払いすることはできませんので、ご注意ください。

医危第 2186 号
令和 3 年 2 月 3 日

県内関係医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和 2 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
に係る実施状況報告書の提出依頼及び交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）を交付しているところですが、この度、実施状況報告書の提出を依頼いたしますのでお知らせします。

また、さらなる病床確保等に伴い、実施状況報告において補助金に係る事業の支出見込み額が交付決定額を上回る医療機関や、新たに神奈川モデル認定医療機関に認定された医療機関等を対象に、交付申請の受付を致します。

つきましては、この交付制度の活用を希望される医療機関にあっては、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

なお、すでに補助金の交付決定を受けている医療機関につきましては、既交付決定額を変更する形で今回申請受付分を交付いたしますので、申請時は新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。

また、別添のとおり、神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を改正し、2月3日付で施行いたしましたのでお知らせします。

《別添資料》

- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の実施状況報告書及び交付申請書の提出について
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内
- ・神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱
- ・別表、所定様式等一式
- ・新旧対照表
- ・繰越見込調書

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp